

令和 2年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録			
招集年月日	令和 2年 6月 5日 (金)		
招集の場所	筑前町役場議会議場		
開 議	令和 2年 6月 9日 (火) 10時 00分		
散 会	令和 2年 6月 9日 (火) 14時 30分		
出席議員	議長 田中政浩 2番 柳雅明 4番 石橋里美 6番 深野良二 8番 山本一洋 10番 山本久矢 12番 河内直子		
	1番 寺原裕明 3番 持山英幸 5番 木村和彦 7番 田口讓司 9番 奥村忠義 11番 木村博文 13番 横山善美		
出席議員数	14名		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町長 田頭喜久己 教育長 入江哲生 企画課長 岩下定徳 <small>税務課長 吉浦高幸</small> <small>税務課室長 吉浦高幸</small> 健康課長 古川秀志 建設課長 堀内明 農林商工課長 倉掛俊一 福祉課長 宮崎宣匡 教育課長 橋本照美		
	副町長 中野高文 総務課長 近藤亮太 財政課長 神本浩美 <small>住民課長 亀田美香</small> <small>人権・同和対策室長 亀田美香</small> 環境防災課長 川波剛 都市計画課長 林浩嗣 上下水道課長 尾籠浩一郎 こども課長 一木眞澄 生涯学習課長 福本歓		
欠席者	なし		
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長 仲村浩之 議会事務局議会係長 田中晴美		

# 議事録

令和2年第2回定例会

[一般質問]

令和2年6月9日（火）

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告があっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>13番 横山善美議員</p>
横山議員	<p>おはようございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>質問の前に、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、国は4月16日に全国を対象に緊急事態宣言を発令しました。また、福岡県は、重点的に感染拡大防止の取り組みが必要であるとして、特定警戒区域と位置づけられました。その後、5月14日に緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況だと思います。</p> <p>このような状況の中、筑前町では、2月20日に対策本部を設置し、敏速かつ適正な対策を講じて、緊急支援として、いち早く学校給食費の一定期間の免除、保育所・幼稚園への感染予防対策支援事業、中小企業・小規模事業者・農業者緊急支援事業、児童生徒への図書カード交付、ちくぜん食の仕送り便事業など、町独自の支援策を打ち出しました。この支援策については、大いに評価をするところです。</p> <p>幸いなことに、本町では、今まで新型コロナウイルス感染者が出ていない状況であり、注意喚起放送など、町の指導が適切であったと思っているところです。</p> <p>しかしながら、町民の方々の生活を取り戻すには、今以上の施策が必要であると考えます。</p> <p>国、県が、事業者や国民一人一人にいろいろな政策を打ち出しており、近隣市町村でも隨時いろいろな支援策が出されています。</p> <p>本町でも、この一般質問通告書提出後、次々に支援策が出されており、一部矛盾するところがあるかもしれません、よろしくお願ひいたします。</p> <p>先般、補正予算（第2号）の提案がなされ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に対し1億4,620万円、その他の事業として804万9,000円を承認したところですが、これから町民の方々への具体的な支援策を改めてお尋ね、確認したいと思います。</p> <p>もちろん、これらの支援策には多大なお金がかかります。町の財政を圧迫、破綻させては何もならないですから、その中で、一つの手段として、質問の最後に1案を述べています。</p> <p>なお、筑前町議会では、条例上、代表質問の定義はございませんが、今回の私の質問は、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会全員の総意であることを申し述べておきます。</p> <p>さて、質問は9項目にわたっています。本来は一問一答でお答え願いたいのですが、質問の関係上、時間短縮の観点から、（1）から（5）までの中、項目について、それぞれまとめて行いたいと思います。</p> <p>それでは、通告書により順次質問をしてまいります。</p> <p>第1番目に、（1）国・県の経済対策事業なども含めて町民への事業の周知や町民が新型コロナウイルス感染症関連での悩み等をうちあける部署また、複雑な申請の仕方を指導・助言する「新型コロナウイルス対策支援・相談窓口」を設置してはとの提案です。</p>

	<p>先月5月12日に申請手続が始まった特別定額給付金申請では、郵送のほかに、本庁玄関脇で窓口対応にて受付が行われました。申請業務に不慣れな方も安心して手続ができたものと思います。</p> <p>同じように、6月、広報配布時に配られた一覧表、ホームページに記載された町関連の資料、県資料に比べて文字が小さくて少し見づらいのですが、新型コロナウイルス感染症関連の支援一覧による個人向けの給付、貸付、猶予・減免、その他、事業者向けの給付、貸付・融資、猶予・減免などの支援状況がありますが、新型コロナウイルス感染症関連での悩み等を打ち明けられる部署など、また、事業者においては町商工会の指導・助言があると思われますが、個人の方々にとって、これらの複雑な申請は甚だ困難だと思われます。</p> <p>これらの申請の仕方、悩みの相談を指導・助言する新型コロナウイルス対策支援相談窓口を設置している自治体もあり、ぜひ本町でも設置し、対応していただきたいと思いますが、町の対応はいかがでしょうか。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。このコロナ対策は、我が役場組織を見ますとほぼ全ての課に網羅されております。それぞれ税務にしろ、住民にしろ、農林商工、健康、福祉、全ての分野に、コロナ対策は、国、県、また町独自の事業等が網羅されている、そのように言ってよろしかろうと思います。</p> <p>そういうことを前提に、少し説明をさせていただきます。</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国のみならず、全世界の感染者数は500万人を突破し、32万人以上の死者が出ているとの報道もあるところであります。</p> <p>福岡県においても、6月8日、感染者数799人、死亡者数27名であります。</p> <p>幸いにして、本町においては、現時点で感染者の発生は報告されておりません。これもひとえに、町民の皆様の外出自粛や三密の回避などの対策に対するご理解・ご協力により緊急事態宣言の解除につながりましたことを感謝するところでございます。ありがとうございます。</p> <p>しかしながら、今回、緊急事態宣言は解除されましたが、これで収束ではございません。北九州市の状況をはじめ、梅雨どき後、あるいは秋口以降の感染が予断を許さないところでございます。</p> <p>国においては、特別定額給付金、いわゆる10万円給付金をはじめ、国民の生活支援、事業者への支援など、多種多様な支援策を展開され、福岡県においても同様に事業を実施しております。</p> <p>本町におきましても、第1回臨時会、第2回臨時会において、さらなる児童生徒に対する学習支援など、地方創生臨時交付金やふるさと応援基金を最大限に活用しながら、町独自のきめ細やかな支援施策を展開しているところでございます。</p> <p>本町においては、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、全庁あげての対策本部を設置し、健康課を事務局として今日まで対応していることは、ご承知のとおりであろうと思います。</p> <p>他方、ご質問の経済支援対策等の窓口設置につきましても十分に検討したところでありますが、様々な支援事業を一つの窓口で対応することは極めて困難であり、そのことにより、より三密を引きつける懸念もあることにより、現在のところ設置をしておりません。</p> <p>近隣自治体も確認をしたところ、総合窓口を設置した自治体はなく、関係部署において対応や関係機関の案内をされているところがほとんどであります。</p>

	<p>本町におきましては、支援内容の一覧を作成し、広報やホームページ等で周知することや、総務課の代表電話や窓口にて必要とする支援内容に合わせ関係部署へつなぐ形で総合案内の役割を果たし、早期に支援を受けることができるよう取り組んでいるところであります。</p> <p>町におきましては、まず総合的な受付は総務課だと位置づけられて結構だと思っております。総務課に電話等で相談がございましたら、各部署、各部課に転送いたします。そこで、きちっとコロナの対応の問合せであるということをつなぎながら、各課の専門的な対応を促したいと思っております。</p> <p>併せて、企業者に対する国の持続化給付金申請につきましては、朝倉市などが連携して支援されていることは聞き及んでおります。</p> <p>先般、筑前町商工会に状況を確認してみたところ、一時的には混雑していたけれども、現在は予約制により各会員の申請支援を行っているとのことであり、人的支援も上部機関より、ある旨のお話を聞き及んでおります。</p> <p>昨日も確認いたしましたけれども、商工会のほうも特段の混雑が起きていないということでございまして、もし、そういった事態になれば、本町からも人的支援も考えなきやいけないと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	横山議員
横山議員	<p>分かりました。</p> <p>総務課を窓口として、各課で対応をしていただけるということでございますので、いろんな悩み事、相談があろうかと思いますけども、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次の質問でございます。</p> <p>(2) 生活支援についてでございます。</p> <p>非常事態宣言期間中を含め、最近でもステイホーム、在宅を強いられ、不自由な生活を余儀なくされている町民の方々に対して、次の支援をしたらどうでしょうか。</p> <p>先ほど、ちょっと町長からもお話がございましたけども、国が設定した4月27日時点で住民基本台帳に記載されている人とありますが、以降に生まれた特別定額給付金10万円の対象外の新生児に対しても、来年4月1日までに生まれた新生児まで新たに支給対象にしてはという提案でございます。</p> <p>執行部の対策会議の中でも、この案は審議されたと聞いております。外出、自粛の非常事態宣言が出されている間、出産を間近に控えたお母さんたちは、感染リスクを避けるために、また、家族や周りの人たちも気を遣い、新しく生まれてくる赤ちゃんの出産準備もできない状況であったはずです。</p> <p>国が定めた4月27日という中途半端な時期も、個人的見解ですけれども、おかしいと思っておるところでございます。</p> <p>今現在、出産を迎えた妊婦の方々も同じ状況で、赤ちゃんの出産準備もできにくい状態であろうと思います。</p> <p>これらの不公平感をなくすために、他自治体でも10万円あるいは5万円の独自支給を決めた自治体もあり、本町においても、来年4月1日までに生まれてくるであろう約200名から250名の新生児に対しても、お祝い金として、ぜひ支給を実施していただきたいと思います。</p> <p>続けまして、②町が徴収する「住宅家賃・上下水道料金」等の免除・減免、猶予を設定してはとの提案です。</p> <p>なお、県営住宅家賃の減免、猶予、町営住宅家賃の猶予に対しては、一定条件の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した人に対しては、補正予算（第2号）で実施されていますので、質問を省きます。</p>

	<p>ほかに、上下水道料金などの公共料金についても、近隣自治体で、一定期間、免除や減免の措置が実施されているところもあります。</p> <p>本町でも、追加支援策として、上水道使用料及び下水道使用料の減免・免除などを検討してほしいと思いますが、そのお考えはありますか。</p> <p>続けまして、③市民の生活支援策として、一律（町内で使える）商品券等を配布してはどうかとの提案でございます。</p> <p>特定定額給付金の受給や児童手当、図書券、給食費の免除などの支援、農家支援策の一環として町内全世帯を対象に米や野菜の詰め合わせを無料配布することを打ち出されました。</p> <p>次の追加支援策として、町内の飲食店、商店をはじめとする多数のお店で使える商品券などを配布することで町内のお店の支援にもなり、ぜひ実施してもらいたいと思いますが、その考えはございますか。</p> <p>続けます。④キッチンカーを生活物資の移動販売に利用してはとの提案です。</p> <p>福岡県では緊急事態宣言は解除された状況ですが、まだまだ油断できない状況にあります。</p> <p>ちくちゃんバスをはじめとする公共交通機関乗車による買物にも、まだ少なからず抵抗があるのではないかでしょうか。特にお年寄りの方にとって、生活物資の調達には大変、ご苦労されていると思います。</p> <p>5月初めの連休時期に、ファーマーズマーケットみなみの里が休業したとき、町内の他の店舗では大勢の買い物客でごった返していました。三密を避ける状況ではなかったと思います。</p> <p>そこで提案でございます。キッチンカーはみなみの里の所有であることは承知していますが、町が補助金を出して購入している以上、今回の非常事態に利用させてもらってもよいのではないかでしょうか。テスト的に、一部の行政区での出張販売もされたわけです。販売用自動車を新規に調達、購入するのではなく、今、車はあるんです。保管状態のままですよね。一定期間、生活物資の移動販売に利用できないでしょうか。</p> <p>以上、①から④までの回答、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、1番の新生児への支援でございます。</p> <p>これは私ども、議員質問のとおり、しっかり議論したところでございます。なかなか前回においては体制が整えきれていないということで断念をいたしました。しかし、このたび議員総意の意見として、支援したらどうかという意見でございます。十分に尊重させていただいて、検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>2番目の上下水道の減免でございます。</p> <p>私どもも、これも検討いたしました。何しろ多額の財源を必要といたします。ただ、私は上水道と下水道の減免は性格が違うと思っております。もちろん、住民の負担からすれば、下水道の減免が大きいわけでございますけれども、やはりコロナ対策というのは、しっかり手を洗うことだと、これを生活文化に定着させなければいけない、そういう意味で上水を多く使うことになる、そういう意味からは上水の減免というのは大いに考えられる一つの施策ではなかろうかと、そのようにも考えているところでございますが、いかんせん、財源と金額、この辺を十分検討させていただきたいと思っております。</p> <p>それから、3番目に一律商品券の配布でございます。</p>

	<p>これにつきましては、私も考えておりますに、第1次、第2次、第3次あたりに国が大幅な観光政策と併せて、商品券等の発行をなされるものと私は見込んでおるところであります。そういったところで、ぜひ国の施策とかみ合わせた形で、そういった施策を取ることがより効果があるのではないかと思うっておりますので、今回は十分検討の一案とさせていただきたいと思っております。</p> <p>次にキッチンカーの問題でございます。</p> <p>ご指摘のように、キッチンカーは再三において、みなみの里において十分な活用がされていないという、ご指摘を受けているところでもございます。十分に私も責任者として検討しておりますし、まさに、こういったピンチの状態にこそ外に出て、三密を避ける販売スタイルというものを検討、定着すべきではなかろうかということで実験いたしまして、下高場、安野区等々に、本当に区長さんたちの温かいご支援を頂きながら、出張販売をなし得たわけであります。</p> <p>結論は盛況でございました。このような形で、やはり今スーパーなんかに行くと確かに混雑している。そういったところじゃなくて、身近なところで来ていただければありがたいと、そういった意見も頂いたところであります。</p> <p>そういうことも含めまして、出張販売、あるいは、みなみの里におきましても室内で販売するだけではなくて、外で販売することが一つの新しい販売であろうということも含めまして、今、実験的に外で販売しているところでございます。今しばらく時間を頂いて、ぜひ有効な活用を考えていきたい。</p> <p>町が引き受けることにつきましては、なかなか、ああいった事業は、公務員の事務には、馴染まないのでなかろうかと思っておりますので、やはり、みなみの里等で活用を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	横山議員
横山議員	<p>個人的にも一番懸念していた新生児の方々への施策を考えているということなので、よかったです。</p> <p>商品券については、今朝の新聞にも載ってましたけども、20%のプレミアム付き商品券を発行するみたいなことも出てますので、併せてお考えいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは次の質問、(3) 教育支援についてでございます。</p> <p>①子どもたちが学校生活を取り戻すために、過度な指導・時間割を設定せず、子どもたちに負担がかからないような指導方法はについてでございます。</p> <p>授業の遅れを取り戻すために、一般的には、授業時間を短縮して、コマ数を増やしたり、夏休みの短縮、土曜日授業、学校行事の中止等が新聞、テレビで報道されておりますが、本町では、どのように考えているのか、お尋ねしたい。</p> <p>なお、夏休みの短縮につきましては、先月、8月7日から8月20日までを夏休みにするということで、17日間の短縮だと思いますが、決定をされまして、保護者の方々にも通知をされたとのことですが、それ以外の授業時間を取り戻すために、児童生徒及び教職員・先生方への負担にならないように、言葉は悪いですけども、詰め込み状態による授業消化を行ってはなりません。</p> <p>このことを踏まえながら、町教育委員会としての施策をお尋ねいたします。</p> <p>続けまして、②今後の施策としてオンラインシステムでの家庭学習ができるよう、早急に対策を講じる必要があるかとの質問でございます。</p> <p>具体的には、ICT教育推進と非常時のリモート授業環境構築のために、近隣自治体でも導入予定であり、本町の小中学校全児童生徒にもタブレット端末の貸与を導入してほしいと思っていたところですが、今回の第2回筑前町議会定例会におい</p>

	<p>て、議案第26号において、筑前町「G I G Aスクール」環境構築業務において、事業1 校内通信ネットワーク整備事業では、セキュリティを考慮した校内無線LANの整備、電源キャビネットの整備が上程されています。</p> <p>また、令和2年度までの前倒し事業として、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備、及び教員用タブレット端末の整備が計画されていますので、早急に計画的に事業を進めていただきたいところです。</p> <p>世界に羽ばたく「ちくぜんっ子」を育てるために、以上①の回答をよろしくお願ひをいたします。</p> <p>なお、②の回答は不要ですが、補足説明があれば併せてお願ひいたします。</p>
議 長	入江教育長
教 育 長	<p>お答えいたします。</p> <p>本町におきましては、小中学校は3月2日から臨時休業になりますて、途中、登校日や分散登校日を設けまして、6月1日から通常の登校というふうになっております。この長期化に伴う授業の保障を行っていくことは必須だと考えております。しかし、そのための過度な指導・時間割の設定というのは、勉強嫌いとか、学校嫌いを引き起こす原因になることもあります。</p> <p>そこで登校に対策を講じ、第1段階として5月18日の週からは分散登校、第2段階として5月25日の週は時間短縮による一斉登校、第3段階として6月1日から通常登校としております。子供たちの心と体をしっかり慣らしてから、これまでの通常の学校生活へ移行していきたいと考えております。</p> <p>学習の内容につきましては、臨時休業期間中は教科書を速やかに給与し、宿題等を出し、分散登校等で回収し、点検指導を行ってまいりました。</p> <p>今後につきましては、過度な指導・時間割を設定するのではなく、知・徳・体をバランスよく学習し、内容の定着を大前提とした指導方法を工夫するようにしております。</p> <p>具体的には、カリキュラムを見直し、単元ごとあるいは1単位時間ごとの見直しを行うことを考えております。</p> <p>習熟させるためには、朝の会等の一部の時間を活用したり、学習に不安を抱える子供に対しては、必要に応じて教育課程外の補充の時間を活用したりしております。</p> <p>カリキュラムの検討については、朝倉郡の校長会でも教育課程委員会を立ち上げまして、子供たちにとって負担なく学習内容が身につくような検討を現在行っているところでございます。</p> <p>1日の授業時間が増えるような過度な指導・時間割にならないように、夏期休業期間を、先ほど議員もおっしゃいましたように、8月7日から8月20日までとしております。</p> <p>過度な指導・時間割を設定することがないように、カリキュラムの見直しを行い、内容の定着を大前提とした指導方法の工夫を行い、学習の保障を行っていきたいと考えております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	横山議員
横山議員	<p>夏休みの短縮時期ですけども、その前後というのは非常に暑い時期でございます。幸い冷房設備がついておりますので、それを活用していただいて、子供たちが熱中症になったりしないようによろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>授業に教科書等の配布でやつてたということでございますけれども、なかなか理解しにくいというお子さんたちもおられたと思いますので、先ほど教育長が言われたように、空いた時間をもって子供たちの指導、それから先生たちへのケアも併せ</p>

	<p>てお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問でございます。（4）番でございます。</p> <p>災害時の避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防策を構築してほしい。高齢者、基礎疾患のある人への対応・配慮についてでございますけども、これも通告書後に、ホームページ等で、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてが示されております。</p> <p>要約をすると、基本的な考え方と具体的な対策として、①感染症予防では、避難所従事者の増員、受付時の検温、マスクの着用、室内の換気及び共用部分の消毒など。②として、避難スペースの分散化では、避難スペース確保のため、特別教室の活用など。③として、避難者数に応じた避難所の開設では、避難者数の状況により、段階的に避難場所を確保することなど、おののに具体的な方策が示されております。</p> <p>併せて、内閣府、消防庁が公表している事項も町民の方々への周知、伝達をしてもらいたいところです。</p> <p>特に、追加事項があれば、ご説明を頂きたいと思います。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど議員がおっしゃいましたように、コロナ感染期を踏まえての避難所運営ということを、あらかじめ5月の段階から考えておったところでございます。</p> <p>ご指摘のような三つの課題についてホームページ等に掲載をし、町民の方々により分かりやすくということに心配りをしながら、ホームページ等、場合によっては、これから出水期を迎えるので、その段階において必要な情報、場合によっては避難の勧告なり指示といったものも適切に発信していきたいと考えているところでございます。とは言いながらも、コロナ感染期を踏まえておりませんので、十分な対応を取りながら、今後は、町民の方々、住民の方々の安全安心に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	横山議員
横山議員	<p>先ほども申しましたけれども、これらの運営、マニュアルといいますか、運営方法が町民の方々に本当に理解されて、有事の際にどこに行ったらいいのかみたいなことを、ぜひ、よく調整していただきたいと思います。</p> <p>それでは、最後の質問でございます。</p> <p>（5）でございます。これらの支援策のために併せて財政調整基金等を活用してはとの提案でございます。</p> <p>これまでに、令和2年5月8日開催の令和2年度筑前町一般会計補正予算（第1号）において、国庫補助金30億4,824万9,000円、ふるさと応援基金繰入金1億3,530万2,000円、合わせて31億8,355万1,000円が、令和2年5月26日開催の令和2年度筑前町一般会計補正予算（第2号）において、町税800万7,000円、国、県の補助金1億4,389万円、ふるさと応援基金繰入金235万2,000円、合わせて1億5,424万9,000円が充てられています。</p> <p>今回の質問事項も含めて、今後も追加の支援策が打ち出されると思います。今回の支援事業に、今こそ、今こそ不測の緊急時に利用する財政調整基金も利用すべきと思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>財政調整基金、これは、いかほど貯めるのが適当であるかというのは、絶えず議</p>

	<p>論されるところでございます。</p> <p>国のはうは、率なりを示しているわけではございませんけれども、一般的には標準財政規模の2割程度が適正であろうというふうな見解が示されているところあります。</p> <p>我が町の標準財政規模、約74億でございますので、2割とすると、約15億円程度、この額はやはりキープしておくべきだろうということが言われております。と、今言わされましたように、今は非常事態であります。この非常事態の認識はお互い共有するところでございまして、まさに財政調整基金等はこういった非常事態時に活用すべき財源であるという認識は私も強く持っているところであります。</p> <p>したがいまして、この財政調整基金、必要であれば、ぜひ取り崩して今の時期に使うべきだと、そういう考え方のもとで今後進めていきたい。</p> <p>ただ、貴重な財源でございますので、有効性を確認しながら、検証しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	横山議員
横山議員	<p>町長おっしゃるとおりだと思います。ただプールしとけばいいということではないということを、今、町長もおっしゃいましたので、ちょっと安心をしているところです。</p> <p>やはり、町民の方々にとって適正な支援ができるように、これからもお願いしたいと思います。</p> <p>最初に申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状では、これからも町民の方々への支援策には多大なお金がかかると予想されます。</p> <p>しかしながら、冒頭申しましたけども、町の財政を圧迫破綻させるわけにはいかないですから、行政、議会が協議を重ねまして、一丸となって頑張っていきたいと思っているところです。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
議長	ここで13番 横山善美議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>10時55分から再開をいたします。</p> <p>(10:41)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(10:55)</p>
議長	5番 木村和彦議員
木村議員	<p>こんにちは。通告書に従い質問してまいります。</p> <p>今朝の朝日新聞にも掲載されておりましたが、私の地元、中牟田町区にある茶屋原地区ため池、通称中島ため池の南側の農地に搬入された盛り土の件について質問してまいります。</p> <p>現在、その周辺には、盛り土反対や盛り土撤去の看板が4か所設置されております。その理由は、近隣の住民が盛り土の高さに対する不安、大雨による土砂流出の被害に対しての懸念、持ち込まれた土砂による地下水への影響や下流域に対しての大雨水による災害発生の不安など、様々な不安や不満を持っておられるからです。</p> <p>これまでの経過を説明いたしますと、中島ため池復旧工事が5月から始まり、9月頃に中島ため池南側農地の盛り土については撤去すると聞いているが、本当に撤去するのだろうかとの心配の声がありました。私も何度か、町に尋ねたことを覚えています。そして、工事終了間際には大量の土砂が搬入され、現在の高さに至って</p>

	<p>います。</p> <p>地元区長は、この問題について、中牟田町区総会並びに臨時総会をはじめ、関係者を集めて対応策を検討されてこられました。また、要望書提出のために、署名活動も実施されております。</p> <p>その上で、筑前町農業委員会宛ての要望書、福岡県朝倉農林事務所所長宛ての要望書や福岡県知事宛ての要望書を提出されております。もちろん、筑前町町長宛てにも要望書を提出されております。</p> <p>要望書提出だけでなく、私も同行いたしましたが、町や農業委員会に出向き、対策や要望をお願いしてまいりました。朝倉農林事務所にも出向き、直接、嘆願したところです。</p> <p>また、先月、本庁舎内にて、県水田農業振興課の代表の方々と直接面談し、協議いたしました。</p> <p>筑前町の要望書については、町長並びに農業委員会の回答はありましたが、県関係については明確な回答は、現在のところ調査中とのことで頂けておりません。</p> <p>報道機関へも相談いたしましたが、多岐にわたる問題があるとして、調査に時間を要することでした。そして、今朝の新聞に掲載されました。</p> <p>地主側からも代理人を通して、現地での説明や公民館での説明を受けましたが、地元住民には、なかなか納得できるものではありませんでした。</p> <p>これらの経緯により、なかなか進まない現状対応に対して不安や不満が募り、看板設置に至ったものと考えております。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>(1) の茶屋原地区ため池（中島ため池）の堤体工事の内容について伺います。</p> <p>私は、一昨年のため池決壊で被害に遭われた方々にとっては致し方ないことだと私は思いますが、今年3月末に完成した中島ため池堤体がまた決壊することを前提に話を進めることには、いささか抵抗を感じ得ません。</p> <p>基本的に、災害復旧工事は原形復旧で行うこととなっておりますが、今回の場合は、決壊部のみ復旧しても未被災堤体部との継ぎ目や未被災堤体部との安定性が保てないため、一時的に施工したと聞いておりますが、堤体の強度を増すためにどのような対策を取られた工事だったかを伺います。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、国の査定でございますが、今回、直接、現地のほうで復旧計画設計書に基づきまして内容をご説明し、災害申請につきましては適当と認めるということで承認を頂いておるところでございます。</p> <p>災害復旧工事につきましては、従来から申し上げておりましたように、本来、被災した部分のみの復旧、いわゆる原形復旧が原則でございます。</p> <p>しかし、今回の災害の影響で被災規模も大きく、堤体法面もかなり崩落をしております。そのような状況でございましたが、今回の復旧につきましては、ため池堤体の安全性を保つため、本来、先ほど申し上げましたように被災した部分のみの復旧が原則ではございますが、今回、被災した堤体部と合わせて未被災部、両端の残存の堤体部につきましても一体的にお願いしたい旨のことを町長のほうから直接、国、県に強くご要望され、未被災部両端の残存部堤体も今回の工事で一体的に施行いたしているところでございます。</p> <p>その関係で、残存堤体の土質材料も流用土から新材に変更し、新しく堤体を築造し、施工を致しているところでございます。一体的に施工することによって継ぎ目も解消されまして、より安全性が図られた構造になっております。</p>

	<p>現場の施工管理につきましても、工事期間中において段階検査を行うなど、適時、現場管理を実施いたしているところでもございます。</p> <p>ため池堤体築造の施工方法、盛り土の形成につきましても、単に計画高まで一気に盛り土形成し、転圧することではなく、具体的には、一層目の上限厚、盛り土厚、さらに締固め及び転圧を十分に行うための使用機械、転圧回数等々もそれぞれ施工基準がございますので、その基準に従い、下のほうから順次、盛り土形成をし、転圧等もその都度行いながら、計画高まで築堤いたしておるところでございます。</p> <p>ため池構造物につきましても、波による浸食を防ぐため、ため池堤体の内側にコンクリートブロックで侵食対策、さらに斜樋及び底樋につきましても、決壊時に被災しておりましたので、復旧するとともに、ため池整備の基準に基づき全て復旧いたしているところでございます。</p> <p>また、被災前は、ため池堤体法面の法尻部には、空石積み<small>のりめん のりじり</small>といふ腰積みとして整備されておりましたけれども、今回の災害復旧に伴い、ため池整備の基準に沿った、より強度のある、いわゆる間知<small>けんち</small>ブロックの構造で復旧いたしております。</p> <p>そのように、それぞれ、ため池の機能に応じた構造あるいは材料を用いた復旧工事を行っておるところでございます。</p> <p>さらに、ため池整備設計指針を基に、堤体の形状につきましては原則として安定計算により決定しなさいという定めになっております。設計指針上、平成29年の災害が発生するまでは、200分の1、いわゆる200年に1度の確率の1.2倍の降雨で設計でございましたけれども、200分の1、いわゆる200年に1度を上回る観測史上最大を記録しました平成29年九州北部豪雨時の朝倉観測所における雨量の1.2倍の降雨に対しても安全を確保できるように復旧整備をいたしたところでございます。</p> <p>また、農林商工課の事業ではございますけれども、洪水吐改修工事につきましても、本来では災害復旧では認められませんけれども、町長のほうより県のほうに、先ほど申し上げましたことと同様に、強くご要望されまして、町単独事業として県の補助採択を受け、ため池本体工事に付随しまして今回の工事で一体改修工事を施工しております。そのことからも、ため池の安全性が増し、より強固になったと考えております。</p> <p>参考までに、復旧額につきましては、ため池本体と洪水吐工事を合わせまして、約1億7,000万ということになっております。</p> <p>さらに、受益者負担につきましても、国、県の補助を最大限活用しながら行っております。また、町も条例改正を行いまして地元負担の軽減対策として対策を講じたところでもございます。</p> <p>最後に、ため池の維持管理につきましては、安全安心のため日常的な維持管理が最も重要でございますので、地元におかれましては、今後、管理を徹底していただきますように重ねてよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	木村和彦議員
木村議員	今のお話を伺いますと、今回の中島ため池の復旧工事は、堤体を強固にするだけでなく、侵食対策、斜樋、底樋や洪水吐など、一体的な工事を国の基準に基づいて

	<p>造られ、また豪雨に対しても、平成29年度の九州北部豪雨の雨量に対して1.2倍の強度で設計され、安全をより確保した工事だと理解します。</p> <p>絶対に決壊しないとは言えませんが、堤体が決壊することを前提に話が進むのは疑問であるとの認識でよいと考えます。</p> <p>また、先ほど言われましたように、近年、今まで経験したことのないような自然災害が発生しております。絶対的な対策はありませんが、今現在、私たちができる事を施行していくことは可能です。</p> <p>例えば、先月24日には、筑前町主催で、地震を想定したため、池緊急点検一斉訓練が実施され、ため池管理責任者が参加されました。私も、牧の池の担当で参加させてもらいました。</p> <p>また、残念ながら今年の大雨の時期に間に合うことができませんでしたが、来年3月までには、町からの助成金を活用して、中島ため池には水位計並びに監視カメラを設置することも決定いたしました。</p> <p>今後もため池の管理に努めていくことを受益者でもある農家も話し合っております。自分たちでできる安全対策は、できる限り実施してまいります。</p> <p>しかしながら、農家だけではできない部分もありますので、そのところは町の協力をお願いいたします。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>盛り土内外の水路について伺います。</p> <p>まず、盛り土された農地の、やや中央部などに水路がありましたが、現在は盛り土で水路を確認することができません。水路の所有権は町であると伺っておりますが、今後どのような対応を取られるかお伺いします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この水路につきましては、法定外公共物というものでございまして、もともと国有財産でございましたけれども、平成17年4月から市町村へ譲与されております。現在、町の所有物でございます。</p> <p>管理につきましては、地域に密着した形で地域住民の公共の用に寄与しているため、主に地域の方で管理をお願いしているのが実情でございます。</p> <p>さらに、法定外公共物につきましては、名称でも表されますように、法に定めの外と呼びますので、道路法とか河川法等の管理に関する法律の適用、準用を受けないもので、一般的には地番についていないものが多く、法務局の公示上でも、水路の場合は水というふうな表記をされているものでございます。</p> <p>議員ご質問の農地の盛り土に伴う水路の問題でございます。</p> <p>町は法定外公共物管理条例がございます。その条文に、禁止事項として、無断で公共物の保全または使用に支障を及ぼす行為をしてはならないということになっております。</p> <p>そのようなことからも、現状の用途等変更する場合につきましては、事前に町や地元と協議をされて、許可条件としては、地元同意、区長、水利関係者等の承諾を得て町に申請し、許可を得るようになっております。</p> <p>現在、この事案につきましては、町に対し、地権者のほうから許可条件であります水路の占有、あるいは用途廃止等の申請の手続の事実はございません。申請自体の提出がない以上、町としては許可をしていないのが実情でございます。</p> <p>この水路につきましても、被災当時、災害で下流の田及び水路につきましても原形もなくなって跡形もない状況になっております。</p> <p>町としても、水路も被災しておりましたので、農地復旧、あるいは、ため池本体</p>

	工事完了後、水路の取扱いについて、どうするかを協議するように考えておりましたけれども、農地の無断転用によって水路も復旧できなく埋没している状況でございますので、町としては、法定外管理条例に基づき、許可条件であります地元の承諾等々が整えば用途を変更等も可能でございますけれども、まずは正規の手続を取っていただくよう指導を行いたいと思いますし、現在、県の案件等になっている農地法、無断転用の解決と併せ、水路の対応につきましても地元と協議をしながら、できる限り早期解決につながるよう努力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。
議長	木村和彦議員
木村議員	<p>この件については、今後の協議の中で非常に大きな案件になると考えております。対応には十分注意していただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、盛り土外側の水路の件について、ご質問いたします。</p> <p>東西と南側の水路は農業を営む者だけではなく、地域住民にとっても大変重要なものです。</p> <p>盛り土の形状からすると、東側水路を主に使用することが考えられます。大雨のときには、東側水路は下流域に影響を及ぼす水路です。昨年の豪雨でも、下流域において災害が発生する寸前でした。</p> <p>これから梅雨に入り、大雨の季節がやってきますが、近隣住民や下流域に対しての安全対策が必要と考えます。</p> <p>我々農家としても、中島ため池の洪水吐は東側水路につながっており、東側水路に水を流さないよう、田植後はため池を満水にしない、大雨が予想される場合はあらかじめ放水しておくなど、大雨に対応できるよう対策を取ることを話し合っております。</p> <p>町として、下流域の安全確保の対策が必要だと考えますが、どのような対策を取られるかお伺いいたします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>まず、個別の安全対策といたしまして、危険箇所に防護柵の設置を関係課と連携し取り組みを進めてまいります。そして、議員がおっしゃられました中島池への水位計、監視カメラの設置についても、地元からの要望がございますので、町のほうが補助をいたします。また、地震の耐震診断について、県へ中島池の実施希望の要望を伝えて、県事業で実施できるよう努力をいたします。これらがより地域の安全性の向上につながっていけばいいと思っております。</p> <p>それと、これは中島池だけではなく、町内全ため池の共通する対策となりますが、出水期におけるため池防災対策を強化してまいります。</p> <p>ため池管理者に、大雨が予想される場合等、事前に貯留水を放流し、水位の調整に努めてもらいます。</p> <p>また、出水期を迎えるに当たり、ため池の巡視、点検及び管理の強化をため池管理者へ依頼しているところでございますが、併せて、今年は新たな取り組みとして、先ほど議員がおっしゃいましたが、去る5月24日に町内68か所のため池を対象に、各管理者の協力の下、災害を想定した、ため池緊急点検実施訓練を行っております。</p> <p>これは、ため池のハザードマップの作成と同様なんですが、まだ、どこの自治体でもそんなに取り組んでいるものではなく、県内の中でも先駆けて取り組み、実施を行ったものと思っております。</p> <p>こういうふうにソフトの面からも地域の防災体制の強化に努めて、出水期におけ</p>

	るため池防災対策を強化してまいります。
議長	木村和彦議員
木村議員	<p>先ほども述べましたように、ため池管理については、地元、私たちもできる限り、安全対策を行ってまいります。町としても、できる限りの対策を早期に実施していくだけで、近隣住民や下流域の安全確保に努めていただくよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に3番目、町として、この盛り土の問題をどう受け止めているのか、また今後どのような対応をなさるのか伺います。</p> <p>今回の件について、町の対応についてお聞きしますと、筑前町農業委員会は、現地確認後、臨時総会が開かれ、違反転用事案報告書提出を承認されました。</p> <p>また、面積も5,000平米を超えるため、県本庁の案件となり、県に提出し、県との協議が現在進行中のことです。</p> <p>また、農業委員会としても、地権者との間でこれまでの経緯の聞き取りを実施し、農地法との関連もあり、現在進行中と伺っております。</p> <p>また、地域住民より、違反転用事案でありながら、その後も造成工事が継続されているとの疑問がありましたので伺いますが、これ以上の土砂の搬入は認めないが、現況のままでは大雨時に災害が発生するおそれがあると判断し、災害防止工事として受け止め、中止の要請はしていないとのことでした。</p> <p>また、先月、本庁舎内にて新型コロナウイルス感染対策のため人数を制限して、県関係者、筑前町関係者と地元関係者にて協議が行われ、地元からは現状と様々な意見要望が出されました。また、県からは、出された意見や要望について持ち帰り調査検討することでした。</p> <p>今述べましたのは、ほんの一部であり、町長をはじめ、各課や農業委員会は多くの関係機関で検討、協議がなされていると聞いております。</p> <p>しかし、地域住民には、そのことが見えてこない、聞こえてこないというのが現状ではないでしょうか。地域住民にもっと寄り添って行動することが町の責任だと言えます。</p> <p>今後、地域住民への町の受け止めや今後の対応について説明する必要があると考えますが、農業委員会事務局はどのように対処されるか、見解を伺います。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>農業委員会に関する質問になりますが、会長が出席をしておりませんので、会長の許可を得て、農業委員会として、私、事務局長が回答いたします。</p> <p>議員おっしゃいましたとおり、3月12日に農業委員会として違反転用を把握して以降、違反者のほうに口頭及び文書で土砂の撤去、是正措置を求めてまいりました。3月30日の農業委員会臨時総会で、これは違反転用事案であるということを県への報告を議決いたしました。そして、4月1日に県へ報告を行つておる次第でございます。</p> <p>これ以降、福岡県庁の案件となり、福岡県庁とともに解決に向け、動いておる状況でございます。</p> <p>この間、表土を搬入したいとの申出が違反者側のほうからありましたが、認めておりません。</p> <p>その後の造成については、木村議員が先ほどおっしゃったとおり、転用を認めたわけではなく、出水期を前にして、災害が発生しないように応急的な安全対策として確認をしています。</p> <p>また、それ以降も関係者である違反者側、県本庁、農林事務所、区の役員の方々</p>

	<p>と話をしてまいりました。その間、住民の思いについて、大変、農業委員会としても私ども重く受け止めておる次第でございます。しかしながら、違反者側のほうに土砂撤去の是正措置を求めているものの、状況が動かず苦慮している状況でございます。</p> <p>併せて、現在、福岡県庁とともに協議中であり、地域にお返しできていない部分もあることも認識しております。</p> <p>これから、当然お返しをしてまいりますし、この問題は、当然、そのまま黙認できるはずがありません。解決に向けて、また住民の方の不安感解消に向けて、地元が第一との認識はぶれずに、据えて取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	木村和彦議員
木村議員	<p>今の答弁で、解決に向けて、また住民の方々の不安を解消すべく、地元が第一との認識で取り組んでいくということですので、早期に解決して、住民の方々が安心できるように対応のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、ため池ハザードマップの一部変更について伺います。</p> <p>今月、6月初旬に筑前町の各家庭に配布されました、ため池ハザードマップについてお尋ねいたします。</p> <p>このハザードマップは一昨年の地形にてシミュレーションされ作成されたマップであると聞いておりますが、中島ため池南側の農地の盛り土がない状態でのマップであり、一部、現状と一致していないが、今後の対応についてお尋ねいたします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘のように、今回配布しました、ため池ハザードマップにつきましては、福岡県が平成30年度に分析しましたデータをベースにいたしまして、再度解析をし、作成したものでございます。</p> <p>現地を踏査しましたところ、解析時とは大幅に現状が異なっており、先ほど農林商工課長も申し上げましたように、現時点の状況を肯定、認めるわけではございませんが、今回示していますハザードマップの浸水想定区域に与える影響は大きいものと認識いたしています。</p> <p>併せて、地元からの要望等を踏まえまして、再度解析等を行いまして、現状における結果について関係区に別途お知らせをしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	木村和彦議員
木村議員	<p>マップの変更については、区長を通して構いませんので、早く連絡下さるようにお願いいたします。</p> <p>中島ため池復旧工事が昨年5月連休明けから始まり、今年3月に完了いたしました。約10か月間、工事現場周辺の方々には、大型ダンプ、工事用重機の振動や騒音、また、上から横から舞い散る砂ぼこりなどに悩まされ、工事完了を待っておられたと思います。</p> <p>しかし、復旧工事が完了した後からも、今度は盛り土の問題で苦しんでおられます。そのところを十分に考慮して対応していただくよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、今回の事案について、各課間の連絡不足や情報の共有不足があったのではないかと強く感じております。このような問題は、今後も筑前町において起こり得る案件を考えます。</p>

	<p>農地の適正管理は農業委員会の重要な仕事であります。また、各課が連携して安全安心な住みよいまちづくりに取り組むことも重要だと考えます。</p> <p>最後に、町長にお伺いいたします。</p> <p>今回の農地盛り土の件については、農地法や農業委員会との関係もあり、なかなか答弁することも、ままならない状況であるということは十分に承知いたしておりますが、町長として、今後どのような対応を取られるか、できるだけいいのでお答えいただければと思います。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まずもって、周辺の方々の不安等々につきましては本当にお察しするところでございます。私もよく知り得た方々ばかりでございまして、本当に心苦しく思っているところでございます。</p> <p>少し考え方を述べさせていただきます。</p> <p>地方自治法というのがございますけれども、地方自治法では執行機関として町長から独立した地位、権限を有した委員会が設立されております。ご承知のとおりだと思いますけれども、執行機関多元主義というものでございます。例えば、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会などでございます。これは、町長への権力の集中を排除し、行政の中立的な運営を確保するためのものであります。農業委員会はこれに該当いたします。</p> <p>その農業委員会の主たる事務が農地法事務でございます。今回の事案は、農地法適用の工事によるものであり、法律上は、町長は介入できない案件であるということでございます。ただ、災害復旧工事につきましては町長部局の業務でございますので、これは十分、私のほうから指示もできる内容でございます。</p> <p>しかしながら、盛り土等の住民の不安要望に対しては、私は町長として事案の改善に向けて努力してまいります。私も今回の事案に対しましては、逐次、農業委員会の決定事項、農業委員会と県との協議事項、地元との協議事項について情報を求めており、県の所管部局については、違反案件として改善に向けての努力を促しているところでございます。これは今後も強く要望してまいります。</p> <p>併せて、直接課題に向けて、町民の代表であります町長といたしまして、来週、地権者と直接面談する予定を立てているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村和彦議員
木村議員	<p>今回の盛り土の件については、近隣住民、それからその周辺の住民、非常に不安で、非常に感情的になっておられる方もたくさんおられます。ですので、早く安心して暮らせるように対応していただきたいと思っております。また、私も地元議員として協力してまいりまいりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	これで、5番 木村和彦議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>午後1時より再開します。</p> <p>(11:27)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(13:00)</p>
議 長	9番 奥村忠義議員

奥村議員	<p>本日は、コロナの関係で議会の傍聴は、できるだけ、お控えいただくよう広報誌でお願いしておりましたが、地域にお住まいの方々にとっては、コロナウイルス以上に深刻に生活に関わてくる死活問題と捉え、お仕事をお休みになってでも町長の回答を傍聴席でどうしてもお聞きしたいということでお見えでございます。どうぞ、そこら辺の気持ちをお汲みとりいただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、今朝、本日の朝日新聞の朝刊に、このことについての記事が掲載してありました。大見出しで「ため池隣接の盛り土 物議」、小見出しでまた「周辺住民ら 災害リスク拡大を懸念 土地所有者 以前から計画 撤去せず」と書いてあります。</p> <p>それでは、このことに関連しまして一般質問に入ります。午前中に質問された木村議員とは、また違った観点から質問したいと思っております。</p> <p>まず1点目ですが、私のところに切実に訴える地域住民の方から頂いた手紙や走り書きのメモを預かっております。まずは、その手紙やメモの内容を紹介させていただきます。それでは、まず手紙のほうから読ませていただきます。</p> <p>「いろいろなことで話題にされ、忘れない出来事を思い出させる出来事も多く、工事中には揺れと大きな爆音、重機が動くために音で恐怖を感じるようになりました。1月末頃には、工事も終わりかけているのにもかかわらず、道路を行き来して、唯一の安らぐ就寝中でも毎日がうなされる日々を送っていました。そのとき、頻繁にトラックの出入りがあり、区長にも『土が持ち込まれています。工事がそろそろ終わりなのに、なぜ土が盛られているのですか。おかしいのでは』と確認のお願いをしました。すると『大丈夫です。撤去します』との返事でした。今考えると、そのときから今問題になっていることに監視指導していただければ、盛り土を撤去する鬨いをしなくてもよかったのでは?</p> <p>梅雨が近づいています。寝ることが怖いです。いつ大雨になり、盛り土とともに家が流され、子供、家族が流されていくことに日々悩まされています。町長は、工事の説明会では、『また池の決壊はないとは言えませんが、今まで以上の強度のある池にします』と言ってはくれましたが、仮に決壊しても、前回同様であれば命までほぼ心配しなくてよく、今の盛り土の状態では、説明会での浸透・流出のなくなるか悪くなり、堤防に多くの負荷がかかるのでは?</p> <p>盛り土が流れ出すと側溝を塞ぎ、前回の決壊以上の高い水面になり、中牟田小学校も1メートル以上の高さの流水が襲ってくると思います。池の業者も『今までの同じ仕組みの堤防だから、崩れるから盛り土をした』と言われ、私たちは夜も寝られません。</p> <p>町民憲章にも、謳っているように、『私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります』戦争以外は命が大切ではないという意味でしょうか。違いますよね。命は何であろうとも大切にしないといけないのですよね。親として子供の命すら守ことができない事態まできました。ぜひ、お力添えいただきますようお願い申し上げます。」</p> <p>最後に、「子供の命、私たちの命を救ってください」と書いてあります。</p> <p>また、ちょっと走り書きしたメモを預かっております。</p> <p>「区長申し出の返事はいつですか。ため池工事と聞いていましたが、盛り土の件、知らなかつたので納得いかず、工事の間は恐怖を強く感じました。コロナで学校が休みの中、家にいる子供たちが毎日、怖い思いをしていました。安全な環境だとは思いません。私たちの安全な生活を守ってください。ため池工事終了のことも知らず、またどのような工事がなされていたのか、盛り土の影響がどうなるのかを安心できるよう、説明してほしいです。」</p> <p>もう一つメモ書きであります。</p>
------	--

	<p>「私たち、筑前町に住む住民の生活の安全、私的財産、防災を守るための措置を取っていただくことを切に願います。」</p> <p>以上、このメモ書きと手紙と預かっております。</p> <p>そして、このメモの中にもあります私的財産を守ってほしいといった切実な願い、またメモは頂いてございませんが、引っ越してきて、まだ間もないでローンもたくさん残っているといった口頭での訴えもありました。こういった方々が、もしも、また以前よりも、ひどい災害に遭われたら、近くにいる私たちはどんな手助けを講じたらいいのでしょうか。</p> <p>手紙の文面の最後に、「子供の命、私たちの命を救ってください」とありますが、町長はこの手紙について、どうお感じになられましたか。言わずとも分かっていらっしゃるとは思いますが、私はこの手紙やメモの類いは、私を通じて町長に救いを求めているものだと思っています。常日頃、町民ファーストを大切に、いつも心の中に置いていらっしゃるものだと思いますが、町長は、この訴えをどのように感じられたかお尋ねします。</p> <p>それと併せて、一体、どちら側に正義はあるのかもお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長。
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、手紙とメモの朗読をしていただきました。まさに胸中察するところでございます。さぞかし不安であろうかと思います。この件について、私は中牟田町、また筑前町のそれぞれの行政区の自治区において、どういった思いを持っているのか、私の考え方、あえてこの場で証明してほしいというような意味合いだと受け止めさせていただきます。</p> <p>したがいまして、私が長年、中牟田町等に対する思い等についても幾らか紹介させていただき、また午前中の木村議員の質疑の答弁とも重複いたしますけれども、私の立場的なものも幾らか紹介をさせていただき、その上で議論を深めたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>まず、今の手紙、本当に、ご不安の旨、伝わってまいりました。私も町長として対応策を検討し、できるものは実施しているところであります。まず、私の基本的な考え方についてのお尋ねだと思います。私は、町内全ての行政区を大切にしていくことは基本的スタンスであります。中でも、中牟田町区におかれましては、コミュニティ活動が活発であり、数十年前の台風災害の折、自主的な防災支援グループの活動を始め、その後も活発なまちづくり事業に取り組まれ、先進的な防災コミュニティの取り組みなど、まちのモデルとも言える存在だと思っております。</p> <p>この中牟田地区に、集中豪雨災害により中島池決壊という前例のない災害が発生いたしました。当日は、各学校での避難地での混乱や、町内各所から災害報告がなされ、さらに山間集落が道路寸断により孤立し、自衛隊への緊急支援要請など、緊迫した状況のピンチでございました。</p> <p>その中で、いち早く、地区の住民の方々は、中牟田小グラウンド等の復旧に自主的に取り組みました。このことにつきましては、今も心から私は感謝いたしております。町としても、早急にランチルームなど、2学期に間に合うようにと懸命に復旧に取り組んだところでございます。また、浸水地域の方々とは、再三にわたり私も直接面談し、不十分だとは承知しておりましたけども、見舞金をふるさと納税を募集し、財源として支援させていただきました。</p> <p>また、中島池の堤体の復旧につきましては、基本的には国の復旧基準は原形復旧でありますが、国等に要望し、より強固な構造になっていることは、午前中の説明のとおりでございます。併せて洪水吐工事を追加要望し、採択されたものであります。</p>

	<p>す。</p> <p>構造基準は、木村議員の質問の中で建設課長が説明しましたように、平成29年朝倉災害の降雨量の1.2倍を想定しての構造となっております。したがって、絶対という言葉は今使いませんけれども、200数十年に1度の降雨にも対応できるものだと言えます。</p> <p>このように、私どもも、地域のために努力しております。また、中牟田町のコミュニティセンター建設につきましても、建設資金支援のために、町長として県、国等へ3年間要望し、採択されたものであります。</p> <p>そして、災害復旧の工事も、ほぼ見通しがつき、2月15日のコミセン竣工式に案内を受け、感慨深いものがございました。私ども、職員共々、安堵した矢先のこの盛り土問題でございます。本当に私も残念な思いでございます。災害の復旧のために努力した2年間に冷水を浴びさせる出来事だと、そのように感じました。農地法という権限外の案件でございますが、町長として改善のために努力してまいります。</p> <p>では、重複いたしますけれども、農業委員会と町長との立場について、再度、説明をさせていただきます。地方自治法では、執行機関として町長から独立した地位、権限を有した委員会が設立されています。執行機関多元主義というものです。例えば、選挙管理委員会、農業委員会等でございます。これは、町長への権力の集中を排除し、行政の中立的な運営を確保するためのものです。農業委員会はこれに該当します。その農業委員会の主たる事務は農地法事務であります。今回の事案は、この農地法適用の工事によるものであり、法律上、町長は介入できない案件であります。</p> <p>しかしながら、地元住民の不安要望に対しては、私は町長としての事務の改善に向けて努力してまいります。今回の事案に対しましては、逐次、農業委員会の決定事項、農業委員会と県との協議事項について情報を求めており、県の所管部局については、違反案件として改善に向けての努力を促しているところでもあります。これも今後も強く要望してまいります。</p> <p>あわせて、課題解決に向け、来週、地権者と直接、面談することも約束しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	今、町長の回答の中にございました農業委員会と町長とは全く別の関係だと。ただ、盛り土の真ん中を通っている、さっき午前中も出ておりました水路ですか、あれは、あくまで町有地であると私は聞いておりますが、その点に関して、町長は町の水路に盛り土をされた、どういうお考えか、その見解をお聞きします。
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>午前中、木村議員のほうから同様の質問がございました。この水路につきましては、いわゆる法定外公共物ということになります。平成17年の4月から市町村へ譲与されております。現在、町の所有でございます。管理は、午前中、お話ししましたように、地元のほうで管理しているのが実情でございます。</p> <p>一応、町としましては、法定外公共物の管理条例が午前中、お話ししましたようにございます。その中でも、禁止事項として、無断で使用に支障を及ぼす工事をしてはならないということの禁止事項もございます。許可条件としては、いわゆる地元同意、区長、あるいは水利関係者の同意等を得れば、現状の用途を変更するということになっておりますけれども、この案件につきましては申請もございませんし、</p>

	<p>事前相談もございません。町として最終的な許可を出していないのが実情でございます。</p> <p>そういうところでございますので、町としても、午前中お話ししましたように、今現在、県の案件となっている農地法無断転用等の解決と併せて、水路の対応につきましても、できる限り早期解決に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	町長の見解をちょっとお尋ねします。
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>農地法の違反転用が行われたがゆえに、既に災害発生時に水路の形状は体を成しておらなかったという事実がございます。したがいまして、その法定外の水路につきましては、その横等について仮設道路ができたわけであります。それで、もう仮設道路の使用をいたしますので、その仮設道路等々が工事が完工したあかつきには、ただ原形復旧というのは、あの状態では無理だとは思いますけれども、その折には、その転用の農地の改良の折に、ぜひ一体的な申請をしていただきたいと、そのような思いは当時、持っておったということあります。</p> <p>と同時に、この案件につきましては、町は全く一步も譲っておりません。あくまで、あの水路については分筆があるわけですから、その分筆を一方的に相手に売却、あるいは無償譲渡するようなことは一切やっておりませんし、今の状況ではそういった考えもありません。</p> <p>以上であります。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	<p>今の町長の説明で少しばかり安心いたしました。このまま絶対譲ることなく頑張ってほしいと、いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、次に農地利用についてでございますが、高さ1メートルまでは届け出で済むが、それ以上の高さになると申請許可が必要であると聞いております。申請許可はあったのでしょうか。</p> <p>それと、農地法についてでございますが、農地法第3条での農業委員会の許可是得られたのでしょうか。あの高さで農作物を育てることは非常に困難だと思います。また、農地法第4条では、都道府県知事、または市町村長の許可を得なければならぬとなっております。これらの件について、届け出が出され、許可されたのか、お尋ねします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをします。</p> <p>農業委員会に関する質問になりますので、午前中の木村議員のときと同様、農業委員会会長が出席しておりますので、会長の許可を得て農業委員会として、私、事務局長が回答いたします。</p> <p>農業委員会の届け出ができるのは高さでは1メートルまでとなっていますが、今回の案件では届け出のはんちゅうを超えており、農地法第4条の許可が必要となります。これに当たり、筑前町は指定市町村ではありませんので、県の許可が必要となるところです。</p> <p>この件で申請や許可は、されたのかというお尋ねについては、現在のところ申請もなければ許可もされていない。ただ、所有者のほうからは、農地改良による一時転用の申請をしたい旨の意思が示されている状況です。農業委員会からは、所有者</p>

	に対しまして原状回復、または是正を強く求めているという状況でございます。 以上です。
議長	奥村議員
奥村議員	<p>すでにやってしまったことを、後から許可や申請を取るっちゅうのは、本当に卑怯な行為だと思います。それで、このまま違法行為をどこまで見過ごすのか。5月12日に県のほうから、農林水産部 水田農業振興課から3名お見えになって協議をされたときに、相手の説明に対して、中牟田町区の区長さんが、それではやった者勝ちになってしまふ、おかしい、地元との協議もなしに工事を行っていることは問題ではないかといった質問に対して、県の方は農地改良ということで許可せざるを得ない、地元の同意は必要はないが、協議して、揉めないようにしていただきたいと回答されたそうです。それでは弱い者いじめであり、地域住民の方の声は聞き入れてもらえないのでしょうか。</p> <p>何かしら行政のほうから刑事訴訟法による告発や、また都市農村漁村の良好な景観の形成を促進するための法律に景観法というのはございます。これらの法的措置によって盛り土を撤去する方法はないのでしょうか。あわせて、また盛り土された土はどこから運ばれた土か、お尋ねいたします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>農業委員会事務局長として回答いたします。</p> <p>農業委員会は、この案件は違反転用であると断じています。所有者に対して原状回復、または是正を求めております。この姿勢は変わることはございません。しかしながら、今の状況を動かせないジレンマを抱え、どうにか状況を動かしたいという思いは強く持っております。この状況を動かせないか、農地法は当然ながら、他の法令でも所有者に対して制限できないか検討を行ってまいりました。おっしゃられた景観法を確認いたしました。残念ながら理念が濃い法律で規制面が弱く、景観権のような権利を有することまで示されておらず、建物・建築物中心の形態意匠規制に留まっているようでございます。</p> <p>しかしながら、このまま黙認できるものではございません。解決に向けた取り組みはこれからも講じていきますが、現在この案件は5,000平米を超えるために福岡県庁の取り扱い案件となり、権限のほうは福岡県庁に委ねられているという状況になっております。法的措置の更新についてのご意見があるということは福岡県庁に伝えてまいります。</p> <p>また、盛り土された土については、所有者のほうからの聞き取りでは会社のほうからの持ち込みというふうに聞いておるところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	<p>おっしゃることは分かります。確かに、盛り土された土は会社側に聞いていただけないと、向こうからは、どこから持ってきたということをこちらとしては信用するしかないかもしれません、もし詳しいことが分かりましたらお知らせ願いたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に入ります。一昨年の豪雨災害の折には、床下浸水や数台の車が流されるなどの被害に遭われた方がたくさんいらっしゃいます。また、中牟田小学校では、車の被害、グラウンドに土砂が流れ込み、家に帰れない児童達等と、未曾有の災害でございました。中島池の復旧工事も今年の3月に完成されました。以前と同じ強度であれば、十分に堤防決壊は考えられるわけです。先ほどから強度は増しておると言っておられます、いろんな見方がございまして、強度は一緒だ</p>

	<p>言う方もいらっしゃいます。</p> <p>今年作成されたハザードマップには、盛り土されたシミュレーションはございません。また、2005年3月20日に起きたマグニチュード7、最大震度6弱の西方沖地震と一昨年同等やそれ以上の豪雨や地震と一緒に、同時に発生した場合の想定はされていますか。想定されているのであれば、盛り土された土がどのような状態で土砂流となって流れていくのかを教えていただきたいと思います。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>それでは、お答え申し上げたいと思います。</p> <p>午前中の木村議員からのご質問と重複する部分があるかと思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。</p> <p>ハザードマップの関係になっているかと思います。今回、配布をさせていただきました6月の広報と一緒にため池のハザードマップを配布をさせていただきました。ため池があのような決壊をするというようなことも踏まえまして、このようなハザードマップを作成をし、皆様方に注意喚起をするという意味合いで今回作成したものでございます。</p> <p>先ほど、午前中も申し上げましたけれども、ハザードマップの作成に当たりましては、福岡県が平成30年度に解析しましたデータをベースにいたしまして、再度解析をし作成したものでございます。ご指摘のように、現況はそのとき解析をした状況とは大幅に異なっております。といいますのが、現状、この盛り土を肯定、認めるわけではありませんけれども、今回、示しておりますハザードマップの浸水想定区域に与える影響は大きいものというふうに考えているところでございまして、今の現状を照らし合わせた、再度解析等を行いまして、現状における結果について、関係区の方に別途お知らせをしたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、重複といいますか、複合型災害の対応に対しても問題かと思っております。大雨等々につきましては、予測がある程度可能でございます。しかしながら、地震については突発的なことということもございまして、発生箇所や規模によりまして被災状況が大きく左右されるものだというふうに考えております。ましてや地震と大雨に伴います複合型災害に対する災害の予見、もしくは予測は非常に厳しいものがあるところでございます。</p> <p>先ほどの回答でも述べたかと思いますけれども、浸水想定については再度解析を行いますが、現在、盛り土されている盛り土形状による浸水の障壁に伴う内容でございますけれども、盛り土の土砂の流出を含めた想定というのは非常に困難性をきしているということで、解析までには、ちょっと厳しい状況にあるということをご報告をしておきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	<p>それでは、安全安心の面から教育長にお尋ねします。</p> <p>盛り土されたことによって、保護者の方々も、中牟田小学校の保護者の方々、もう非常に不安を抱えていらっしゃいます。さっき申し上げたような土砂流が中牟田小学校を襲った場合、学校にいる児童はどのようにして守っていただけるのでしょうか。</p> <p>それとまた、その前に災害が起きても安全な対策として、安心して学校にいられには、どのような対策を講じたらいいのか。何か考えがあればお聞かせください。お願いします。</p>
議長	入江教育長

教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほどから、お話しのよう非常に子供たちが不安に思っていると思うところでございます。災害というのは、いつどこで遭うか分からぬということで、議員ご指摘のとおり、学校においては児童生徒の命を守ることは最重要課題であると思います。</p> <p>一昨年の災害を受けまして、まず子供たち自身に自らの命は自らで守るという意識を育てること、そして災害時においては自ら考え、判断し、自分の命を守るために主体的に行動できるようにすることが喫緊の課題であると考えております。</p> <p>同時に、教職員についても各自が危機意識を高め、それぞれの危機対応の資質能力を高める必要があるというふうに考えました。そこで、令和元年度、昨年度ですけども、福岡県の委託事業である学校安全総合支援事業に応募し、筑前町教育委員会として災害安全を中心に1年間取り組んでまいりました。</p> <p>具体的には、中牟田小学校を拠点校として災害安全に係る実践、例えば防災マップづくりでありますとか、大雨時の下校を想定した避難訓練、そういうことを行いまして、それらの実践を町内の各小中学校へ広げるために、各校の中核となる教員を対象として避難訓練を参観するなど、年間3回の研修会を実施をしておるところです。</p> <p>これらのほかにも、管理職を対象に福岡管区気象台の気象防災情報調査官をお招きして研修会を実施しております。さらに、学校での防災計画等を見直す際に、福岡教育大の教授を招いて、各校区の地理的特徴を踏まえた防災教育のあり方についても指導、助言をしていただいたところでございます。</p> <p>今後とも、防災教育をはじめとする学校安全教育が充実していくよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	今の教育長の回答、本当に分かります。分かりますけど、私が1番聞きたいのは、災害が起きても安心して学校で生活できる。前回みたいに、親が迎えに来るまでは学校を出られないとか、また、あのとき3階でしたか、3階に避難しておりました。その後またコスモスのほうに避難したわけでございますけど、それ以上に学校がどういう災害が起きてても、この学校は大丈夫だと、ここにいれば絶対安心だと、そういう対策を何か、将来どのようにしたらいいのかをちょっとお尋ねしたいのですが。
議長	入江教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど申し上げましたように、子供たちがいつ、どこで災害に見舞われるか分かりませんので、日頃からそういう教育をしっかりとしていくというのは当然のことであります。そして、やはり学校が、建物がやっぱりそういう地震とか大雨とかに耐えるような強固な建物に常日頃からしておかなくてはいけないと思っておりますので、そういう学校の施設管理の面とか、それから日頃から学校の周りのそういう水路が、どこが増水して危険になるとか、そういうことをしっかりと把握すること等に努めて、そういう情報を関係者でしっかりと共通理解して、そして防災に努めていかなければならぬというふうに感じておるところでございます。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	<p>またこの件に関しては、後から私が出します質問にも関連してきますので、そこで申し述べたいと思います。</p> <p>次に、(3)の安心して暮らせる環境づくりについてでございますが、この写真を</p>

	<p>見ていただくと分かるように、洪水吐の水路にある土管の内径が、こちらのほうでございますが1メートルしかございません、内径が。そして、道路までの水路の高さが114センチ、これは道路側ですね。そして盛り土側で100センチ、1メートルしかございません。水路の幅が、洪水吐からずっと流れてきている水路の幅でございますけど、102センチで土管の周りだけが125センチとなっています。この土管の内径が1メートル程度では、上から流れてくる流木、枯れ木の枝や瓦礫等が土管に詰まってオーバーフローすることは容易に想像できるかと思います。</p> <p>また、この写真で、1番下ですかね、下の二つでございますが、自宅の裏側に築かれてある土面から出ているブロックの高さが約1枚分で20センチ程度でございます。また、低いところは6センチしかございません。先日、業者のほうから、何か、ちょっとした溝をつくったりとか、2メートル程度の板は打ってあるようですが、これではとてもじゃないですけど大雨が降った場合には持ちこたえるようなものとは思えません。</p> <p>また、この写真に写っている、2軒、家がございますが、その2軒の家の数台ものの室外機や温水器が破損した場合は一体誰が責任取ってくれるんでしょうか、こういう盛り土をされて。</p> <p>それからまた、土質検査及び水質検査についてでございますが、この近所にお住まいの方は地下水を利用されている方が何軒もあります。写真を見ていただくと分かるように、10センチ幅の石がごろごろしています。これを見て不安を感じない方はいないでしょう。土質検査、水質検査はなさったのか、お尋ねします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。農業委員会事務局長として回答いたします。</p> <p>まず、最初にご心配されておりました雨水の越水につきまして、中牟田町の区長のほうからも要望が出されておりましたところでございます。すぐに所有者側を呼んで、応急的安全対策の措置を要望を行ったところです。すぐに素掘りの側溝を掘つて対応するということでございました。ただ、これは、あくまで応急対策であり、この現状を農業委員会が認めたものではないよということは相手側にも確認をしておるところです。</p> <p>次の土質・水質検査については、農業委員会としては実施を行っておりません。というのも農業委員会は、この件は違反転用であると断じておりますし、認めていないという状況でございます。所有者に対して原状回復、または是正を求めているという状況でございます。ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	奥村議員
奥村議員	<p>土質検査、水質検査については、やっぱり、あくまでも向こうの所有地であるから簡単に手は出せない、そういう理解でよろしいですかね。はい、分かりました。</p> <p>とにかく以前は周囲に何もなく、また一昨年、想定外の豪雨による中島池の堤防決壊までは、町長がよくおっしゃる「とかいなか」で何の不安もなく、春先には緑に輝く麦畑、秋には黄金にした稲穂を眺めて暮らしていらっしゃいましたが、今は高さ4メートルもある盛り土のせいで、埃がひどくて窓も開けられない、洗濯物も干すことができないといった状況にあります。また、4メートルの高さからだと、家の中をいつも覗かれているようでプライバシーもない。大型車や重機が動くことによって振動が伝わり、毎日が家にいても安心感が得られない。豪雨による土砂流を想定して、怯えて暮らさなければいけないといった環境の中で生活していらっしゃいます。もしも、こういった環境の中で、長いこと生活していくことによって健康被害を患ってきた場合の責任の所在はどこに求めたらよいのでしょうか。</p>

	<p>なお、今、私の手元に、安心して暮らせるように盛り土の撤去を望むたくさんの方が署名してくださった用紙がここにございます。現在、たくさんの方の署名を頂いておりますが、まだまだ署名活動は、お続けになると聞いています。この署名がもっともっと、この数倍も集まつたときに、町長を初め、県会議員の方々、またその上に提出されると聞いております。</p> <p>とにかく、ストレスによる健康被害が出る前に、早急な解決に向けての盛り土の撤去か、最終的にはどうしても業者と折り合いがつかなければ、あの土地の買収をお願いするものでございます。化学の被害や健康被害が出たときの責任の所在、あの土地に対して、町長はどのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず町内には、68か所ため池がございます。ご承知のとおりであります。ここまで強固なため池はそうございません。これが今の最新の技術で、最強のため池堤体だと私は言えると思っております。もちろん国道、あるいは旧道に面した、接した、ため池等については別の強度がありますけれども、あの類型で、あのため池で、あの強度は筑前町では1番だと私は思っております。</p> <p>あのため池の堤防が決壊する折には、多くの68か所のため池が決壊するであろうと私は察するところであります。そういう状態であるということは、ぜひご理解いただきたいと。だから、あたかも堤防決壊を前提にするようなことは、なかなか、絶対とは言えません。しかしながら、かなりの部分、その分は安心をしていただきたいと、そういう表現のほうが私は適当だろうと思っております。ぜひぜひ、そのことはお伝えいただきたいし、今日たくさん、お見えになっておりますので、その点だけはご理解いただきたい。</p> <p>その分について、私どもは、ここ2年間、精いっぱい努力してきたつもりであります。ですから、堤防はより強固になった。そして、この堤防が決壊するときには、あの水量というのは朝倉豪雨以上の1.2倍でございますので、そういう水量がもし、あった場合でも多分、大丈夫だろうということを言われております。したがって、そういうたった堤防の中にあるということは、ご理解いただきたい。</p> <p>それとまた、もちろん、この無断転用は別件でありますけれども、その別件の無断転用について、今日の新聞によりますと、それなりの根拠を持って主張しておられるようにも読み取れます。したがいまして、そういう膠着した状態でどうすべきか、町長として何をすべきか、農地法には介入できない。しかしながら、面会だけは何とかお願ひしたいと。そういう形で、一步でも前に進めるように努力をする所存でございます。</p> <p>まだ結果は分かりませんけれども、でも今日の両議員の質問、並びにその署名はまだ見ておりませんけれども、そういう方々の思い、それを十分受け止めながら相手とは接したいと、そのように思っております。現段階では、それ以上のことは言えませんし、因果関係も分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	奥村議員
奥村議員	<p>確かに強度なため池で堤防の決壊はあんまり考えられないと、その意見は分かります、分かりました。</p> <p>ただ、私がもう一つお聞きしたいのは、大雨によってあの4メーターの高さもある盛り土から石、大きな石とか雨が、この両隣の2軒の家に流れ込んだ場合、この何ですか、エアコンの室外機、それから温水器等は十分破損が考えられます。このときの場合に対しての賠償責任はどのように策を講じたらいいのか。どのように、町として責任が取れないなら、もう業者のほうに、どのように言っていただけるの</p>

	か、そこら辺をお聞きしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>災害は因果関係でございまして、その因果関係が町の責任だとすれば、それは当然、町が議会に諮ってお願ひすることになります。しかしながら、こういった事態になっていることは許可権限はどこにあるのか、そして、それが法に合致したものなのか、改善されたものなのか、それによって状況が変わると思われます。</p> <p>前回の災害の折にも、多くの車がいろいろ浸水したり、そういうた、何ですかね、クーラーの機器もかなり壊れたところがありました。でも、それはお互いに保険等で対応していただいた。しかし、町としては、それは何とも忍び難かったので、ふるさと納税等で幾らかではありますけれども、支援金を出させていただいたということになっております。</p> <p>現行法では、個人的な物については、なかなか税金で対応というのは困難な法解釈がなされているところであります。これは正直に言っておかないとトラブルの元になりますので、そういった状況の中であるということだけはお伝えをしておきたいと。</p> <p>今回の場合は、まだそういった状況にならないと因果関係が明確でございませんので、この場で答弁することはできないと思っております。</p>
議 長	奥村議員
奥村議員	<p>前回の災害は筑前町にとっては未曾有の災害、また想定外と、よくいろんなところで想定外という言葉が使われてまいりましたが、今は全て想定内だと思っております。</p> <p>そこで、先ほどから町長申されます、来週にも地権者の方と面談されるということでございます。何とぞ、この住民の思いを熱く語っていただき、本当に思いを伝えていただきたいと思います。そのところ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>いいですか、じゃあお願ひします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>そのこと、まだ署名を頂いておりませんけれども、それと、もう一点だけお伝えさせていただきます。要するに、ため池決壊マップ、あれは中島池が決壊したので、私どもは積極的に県に国にお願いしてつくるようにしたんです。その中では様々な意見を頂きました。かなり、筑前町には、ため池が決壊したら浸水地域が多いんです。多いから、こういったものを出すと混乱するよという意見もしっかり頂きました。しかしながら、自分の命は自分で守ると、もし決壊したら、どこまで水がたまるか、そのときには、どこに避難するんだということをそれぞれが自覚していただくためにも、正直に浸水地域を表さなければならぬということでございました。</p> <p>あの事業費は膨大な費用でございまして、どこでも自治体がつくっているわけではありません。うちもいち早く手を挙げて、2年間でつくる予定でありましたけども、職員がしっかりと頑張ってくれて単年度で仕上げてくれました。ああいった防災マップによっても、多くの筑前町は浸水地域があります。とてもなくあります。でも、やはり先人は、それなりのところに居住しておりましたし、そのことも改めて勉強しながら今後も取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>本当に防災というのは極めて重要、このコロナウイルスと同様に、今からは、まちづくりの前提としなければならないと、そのように思っておりますので、ぜひ皆様方と一緒にになって、ぜひ活動も一緒にやって、お願ひしたいと思います。</p>
議 長	奥村議員
奥村議員	とにかくこの盛り土に関しましては、1日も早い解決を希望しております。

	これをもちまして私の一般質問を終わります。
議長	これで9番 奥村忠義議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をします。 午後2時より再開します。</p> <p>(13:45)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(14:00)</p>
議長	河内直子議員
河内議員	<p>質問に入ります前に、このたびの世界中を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症で尊い命を奪われた多くの方々に心から冥福をお祈りいたします。また、今なお自らの感染の危険をも顧みず、日々尊い命を救うため奮闘されている医療従事者の方々に敬意を表しますとともに、感染症予防対策のため、日々奮闘されている行政職員の皆様に深く感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心より願うものです。</p> <p>それでは、通告に従い、命と暮らしを守る取り組みについて、2点お尋ねをいたします。</p> <p>まず、第8期介護保険事業計画の見直しについてお尋ねします。皆さんご承知のとおり、介護保険事業計画は3年ごとに見直しが行われています。来年、令和3年4月からの第8期事業計画の策定準備が現在、行われているところです。</p> <p>今から20年前、2000年にスタートしたときは、薔薇色のように言われた介護保険ですが、2004年の改定で食費やホテルコストが徴収されるようになる、2015年の改定では、要介護3以上でないと原則、特養に入れなくなり、3年ごとに保険料は上がり続け、改正のたびに利用料金が上がるなど、本人と家族の経済負担は重くなる一方です。</p> <p>介護保険制度に望むことは、その人に必要なサービスを使わせてほしいということです。本当に必要な人に必要なサービスを提供していただきたいということです。介護者の負担は、要介護1のほうがむしろ大変なこともあります。1番大変な時期なのに利用できるサービスが少ない。こうした状態の人へのサービスを総合事業へと移行することには問題があるのではないでしょうか。要介護1、2くらいのときにきちんとプロが関わり、支援していくことが必要です。</p> <p>総合事業としてボランティアに任せようという流れには納得できません。地域でご近所の方が認知症の人と関わるといつても限界があります。認知症の場合は、本人がサービスを使いたがらないことも多いのに、近所の人がどう関わるというのでしょうか。家族もいるからと思い、遠慮するのが普通ではないでしょうか。</p> <p>認知症のケアにはプロの力が必要です。政府は、自助、互助と言い、家族に介護の責任と役割を求めていますが、その前に介護者も支援を必要とする人たちです。利用者、介護者は地域、家族からも孤立しがちで、最後の支えが事業者、介護職となる場合が多いと思います。が、何らかのきっかけで事業者、介護職に不信感を持ち、対立関係になれば、出口のない孤立に追い込まれることになってしまいます。利用者、介護者が事業者、介護職に相談できない関係になったときには、第三者の相談窓口がすぐ連絡できるところにあることが必要ではないでしょうか。</p> <p>後期高齢者医療連合会は、国に対し後期高齢者の負担を増やさないよう、連合として要望を行っています。福岡県介護保険広域連合に対し、必要な人に必要なサービスが行き届く介護保険事業計画となるよう、国に要望するよう提言すべきと考え</p>

	ますが、見解をお尋ねいたします。
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>介護保険制度につきましては、議員おっしゃるとおり、3年に一度見直しが行われます。令和3年度からの8期につきましては、本年度の7月から8月に国の基本指針が示されます。これを受けまして、市町村介護保険事業計画を策定する必要がございますけれども、本町につきましては、福岡県介護保険広域連合に加入しておりますから、広域連合本部が策定し、市町村については本計画と整合性を図りつつ、高齢者福祉計画を策定することになります。</p> <p>広域連合本部では、国が定めた基準により、サービス見込み量の推計を行い、また持続可能な制度とするため、財源の確保などを総合的に判断をして、適切に第8期計画が策定されるものと考えておるところでございます。</p> <p>介護保険の制度創設から、この間、保険料の引き上げや要介護度に応じた制度利用の制限など、これについては事実でございますけれども、一方では、地域支援事業の充実、それから地域包括ケアシステムの構築等により利用しやすい制度になっているものというふうに考えておるところでございます。本町におきましても、新しい事業計画に即した施策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>介護保険広域連合朝倉の支部長でございますので、一言、理事会に出席しておりますし、ぜひ、今、議員が申されました保険料の引き上げといいますか、これ以上のアップというのは本当に困難であります。私、朝倉支部長で東峰村と筑前町と二つの行政自治体を周知をしておりますけれども、本当に小さい村は大変であります。我が町よりも、かなり高いと。こんなふうに田舎に行けば行くほど高くなる制度というの私は私もおかしいんじゃないかなと。そういったことは町村会のほうでも主張していくみたいと思います。</p>
議長	河内議員
河内議員	今、福祉課長の答弁では、7月から8月に国の指針が出るということで、まだ6月です。まだ間に合いますので、ぜひ広域連合のほうにそういう提言をお願いしたいと思います。
議長	福祉課長
福祉課長	<p>提言でございますけれども、国の諮問機関である社会保障審議会、介護保険部会、これがございます。この社会保障審議会の介護保険部会が昨年12月に介護保険制度の見直しに関する意見書を取りまとめられております。この審議会の中には全国知事会とか全国市長会、それから全国町村会の代表の方、それから全国から幅広く意見を求めるために様々な代表の方が入っておられます。この意見書を踏まえて、介護保険制度改革につきましては、国会で十分審議なされるものというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>それでは、次に、新型コロナウイルス感染から国民の命と暮らしを守るための対策について、3点お尋ねをいたします。</p> <p>皆さん、東日本大震災と福島原発の重大事故から数え、10年の春を迎えました。この原発事故の直後、政府の東日本大震災復興構想会議がまとめた復興検討の視座</p>

	<p>には、今回の大地震を機に現代文明の限界、成長神話と安全神話の終焉を認識し、自然に対する謙虚さを保ちつつ、人と自然の共生という全く新しい将来ビジョンを持つ必要があると記述されています。</p> <p>現代文明というのは、戦後高度成長期以降の重化学工業化と大都市化が生み出した社会的経済的文化のことです。しかし、この謙虚な反省は全く生かされることはなく、成長神話はアベノミクスで息を吹き返し、安全神話も復活して原発稼働へと逆行しています。そして、安倍首相のモリ・カケ・桜疑惑等が国民の批判的となり、安倍政権は窮地に追い込まれました。</p> <p>そこに登場したのが新型コロナウイルス禍です。安倍政権には都合よく、新型コロナウイルスと東京オリンピックの開催時期に話題が移ったおかげで、安倍政権は国民の批判をかわし、窮地を脱したかに見えましたが、新型コロナウイルスの蔓延は東日本大震災の規模をはるかに超えています。</p> <p>新型コロナウイルス問題によって、地方自治体や地域は、より長期的かつ広い視野での対応が求められるようになってきました。地域と地方自治体の将来は、新型コロナウイルス肺炎への対処の成否に左右されるという、未曾有の事態に巻き込まれつつあると言えるのではないでしょうか。</p> <p>新型コロナウイルス患者の急増は、病院の医師や医療関係者、一般患者にも感染し、病院がクラスター、感染者集団の発生源となり、重症患者用のベッドや人工呼吸器などが不足し、医療崩壊が始まっています。有効な治療薬もなく、特効薬の開発には1年から1年半はかかると言いますが、その見通しも定かではなく、真に終わりのない状況になっています。ウイルスの感染ルートが特定できない市中感染によって感染者と死亡者が日を追って増加している状況下では、実効性の高い感染抑止策の実施と、医療による救命措置が最優先課題と言えるのではないでしょうか。</p> <p>しかし、問題があります。新型コロナウイルスの特効薬は、ようやく研究開発を始める段階です。また、重症患者を収容する医療施設や救命機器、医療人材が不足する医療崩壊に急接近していることです。このような医療体制の脆弱性は、新自由主義に基づき健康、医療に関わる社会的共通資本を否定してきた結果であるとともに、軍事と大企業優遇政策によって国家財政の危機が深まった結果と言えるのではないでしょうか。国の財政困難を開拓するために、国民の健康、医療分野にしづ寄せをすることは絶対にあってはなりません。</p> <p>ところが、厚生労働省は、昨年9月26日、市町村と日本赤十字社などが運営する全国424公立病院・公的病院について、実名を挙げて再編・統合について特に議論が必要と発表し、今年の9月までに対応策を決めるよう求めているのです。この公立・公的病院の再編・統合の本質は、国、地方の財政改善、公的施設、人件費の整理縮小、民営化路線であり、地域住民、患者の命と健康を軽視した政策と言えるのではないでしょうか。この再編・統合方針については、当然のことながら地元から反対意見が上がり、厚生労働省との対立が続いている。</p> <p>その中で起きたのが新型コロナ医療崩壊の事態です。新型コロナ禍への対策として必要なことは、国の緊急財政支援による医療救命措置の実施です。そして、今回のような疫病の大流行や、地震、津波などの最悪の事態を想定しても、迅速に対処できるような中長期的な展望に立った医療体制の建設を国に求めるとともに、各自治体においては、新型コロナ医療崩壊を起こさないよう対策を行いつつ、並行して、住民、自治体、医療関係者が主体となって、将来的にも医療崩壊が起こらない地域医療体制の整備計画を作成することが大切と考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議長	健康課長

健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>団塊世代が75歳以上となる2025年時点での人口減少や医療ニーズを踏まえつつ、病床の機能分化や在宅医療の充実などを目指す地域医療構想が全国都道府県において、2次保健医療圏を構想区域として策定され、取り組みを行っているということは議員ご発言のとおりでございます。</p> <p>この構想で示された将来の医療需要の見通しを踏まえながら、がんを初めとした5つの疾病と救急医療を初めとした5つの事業及び在宅医療について、地域医療提供体制の確保に関する取り組みを示す第7次福岡県保健医療計画というものがございます。この中で、感染症につきましては、感染症の発生予防及び蔓延防止、並びに感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供等の感染症対策を総合的に推進していくことが明記されております。</p> <p>しかしながら、感染症につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で状況が大きく一変されたと感じております。緊急事態宣言の全面解除後、日本医師会長におかれましては、地域医療構想について、人口減少時代を見据え、機能面で病床削減等議論されたものの、今回のような感染症が計画に入っていたなかった、感染症病床が十分に確保できていなかった、2次医療圏ごとに感染症病床を一定数確保することが必要であり、今後も計画の中で考えていく必要があるとの指摘もされているような状況でもございます。</p> <p>また、国の衆院厚労委員会におきましては、加藤厚労相から、これまで医師の偏在対策や医師の働き方改革、地域医療構想の3つを一括対策検討してきたが、今後の医療提供体制の検討で、新型コロナウイルス感染症の対応で浮かび上がった問題を含めて議論を進めていきたいとの発言もございます。今回の新型コロナウイルスがもたらしたことについて、今後も様々な機関等で検証等され、いろいろな意見や対策等出てくるかと思われます。</p> <p>県においても、今回、病床数の増加や検査体制の取り組みなど、状況に応じ、追加するなど行っておりますので、今後国の動向等を踏まえ、見直し等行われるのではないかというふうに思っております。ですが、当面は新型コロナウイルスの収束に向けて、未だ、先行き不透明でございますので、感染拡大防止対策が最優先でありますので、まずは、ここに取り組みを行わなければならないと考えます。</p> <p>本日の新聞報道でも、コロナ影響により地域医療を末端で支える開業医の経営悪化により医療崩壊に繋がりかねないとの記事も掲載されておりましたが、いずれにせよ、本町独自で地域医療体制の取り組みを進めていくというのは非常に困難でございます。構想にかかる医療計画は、中長期的にみていく必要もございますので、今回の新型コロナウイルスだけに特化することなく、総合的な視点で捉え、今後の国、県の動向に合わせて、地域医療構想と医療計画の中で地域医療体制の確保に努めていきたいというふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>よろしくお願いしております。</p> <p>それでは、次に経済補償について、2点お尋ねします。</p> <p>新型コロナの拡大がもたらす経済的影響、特に雇用者、被雇用者の所得減少に対する所得補償が必要です。休校する学校の子供の面倒を見る親側の都合もありますが、雇用者側の経営上の都合もあり、雇用、就業が減少しています。それに伴う収入減に対する経済的補償です。この経済的補填をしなければ、コロナの病死に加えて、生活、経営上の関連死の多発が危惧される事態となりかねません。コロナ対策として、国や自治体の要請により、人の動きが減少し、また行政の要請によらなく</p>

	<p>ても景気低迷による操業の縮小もあります。フリーランス、いわゆる自由業、自由職業の生活保障もあります。</p> <p>グローバル化やインバウンドへの依存を政策的に強めてきた日本経済では、コロナ対策としての渡航制限や部品調達を海外に依存する製造業、その下請企業への影響が大きくなっています。また、安倍政権下で急速に肥大した非正規雇用等による貧困層の増大、企業経営の格差拡大の下では、低所得層に押し込められた人々の生活、経営補償に重点を置くべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための緊急事態宣言は、個人の行動を制限し、事業活動のみならず、家庭や地域での生活にも多大な影響を与えるものでございました。このような状況の中、国は個人向けにいわゆる10万円給付金や子育て世代への臨時特別給付金、企業向けに持続化給付金や雇用調整助成金など、様々な支援策を講じた中、福岡県、また本町におきましても独自の支援策を追加するなどにより、町民の皆様の生活、経営の安定に向けて、取り組みを行ってきておるところでございます。</p> <p>町いたしましては、短期、中期、長期の視点を持って支援を講じていくべきと考えております。まず短期的には、生活や事業が存続できるよう、生活保障、経営補償に取り組みたいと考えております。中期的には、感染状況を踏まえながらではございますが、地域、町の活動を再開していくための方策の支援を行っていきたいと考えております。長期的には、ウイルスはいる、ウィズコロナを前提といたしまして、町民の皆様と知恵を出し合いながら、地域の活性化に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>今、総務課長、お答えいただきましたように、本当に短期、中期、長期の計画が必要と考えます。よろしくお願ひをしたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルスは、改めて日本の雇用問題、貧困、福祉問題を表立させたと言えるのではないでしょうか。また、中小零細企業、下請企業が置かれている格差経済の実態も見えてきました。その格差、弱さの構造を改革することが生活権保障の社会、経済民主主義の構築につながります。新型コロナ問題で明らかになったことは、一旦疫病が来れば、政府が大規模な緊急経済対策を打たなければ生きていけないほど、国民は貧しく疲弊しており、中小零細企業の経営が行き詰まり、海外からの部品供給がストップして、自動車の組立て生産もできず、食料自給に事欠く経済社会だったということではないでしょうか。</p> <p>コロナ禍の公的補償は、いわば生命・生活保障的な緊急支援的性格が強いと言えます。個別補償、個別所得等の詳細チェックに時間をかけずに、まず交付して、必要な調整は後から行うよう、国に要請していくべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴います支援につきましては、今議員のご指摘のとおり、生命、生活保障的な緊急支援的性格が強いものと考えておるところでございます。この支援の交付までに一定の時間がかかっていることは報道等にも取り上げられております。可能な限り、短縮すべきものとは考えておりますが、支援金とはいえ公金を支出するものの中で一定の事前審査は必要であると考えてお</p>

	<p>るところでございます。</p> <p>また、国の中の第2次補正予算の中で追加審議されている事項につきましては、手続の簡素化や支援金の迅速な支給に向けた内容は、国会のほうで議論をしていただけるものと承知しておるところでございますし、また、必要であれば町長のほうから上部団体、町村会等を通じて、提言、要望などをされるものと考えておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>それでは、3番の財政調整基金を活用し、町独自の支援策をすべきではということでお尋ねをしたいと思いますが、財政調整基金の活用については、午前中、横山副議長からも質問があり、十分検討していくということでした。新型コロナ問題は日々刻々と拡大しており、終わりが見えない展開が始まりました。それは戦争や災害に劣らない大災厄です。こういうときだからこそ、財政調整基金を活用し、直面する対策だけでなく、町独自の将来を見据えた骨太の対策が求められていると考えます。見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まさに、アフターコロナを真剣に討議しなければならない時期になりました。私も、先日テレトークに参加いたしまして、東京のほうと、本当にこんな会議がやれるんだということを実感したところであります。</p> <p>要するに、インバウンドは、もう當てにならないよと、波があり過ぎて危険リスクが高過ぎると、もっと地道に国内の旅行を振興させるんだと。あるいは、こういった手洗い文化というのをもっともっと日本は死亡率が低い、感染率が低いというのは自信を持ってやるべきなんだと。様々な社会価値観変化が起こっております。と同時に、日本文化はすばらしいなと再認識する機会でもございます。</p> <p>しかしながら、今言われましたように、まずは飲食店等の危機が始まっています、次は雇用が入ってまいります。雇用は、なかなか大きな問題であります。市町村レベルではなかなか対応困難であります。今回の10万円の支援金につきましても、本町では約30億であります。この30億というお金は、1年間の町税全額に相当いたします。そういう額を国が今回は思い切った措置として出資してきたと。要するに、小さな政府から大きな政府への移行なんだなと、私はある面では捉えたところもあります。</p> <p>今から当面は、やはり国は借金することができます、地方はできません、そうできません。だから、国は借金、そして国内で貯えるというバックがありますので、外国から金を借りることなく国が借金をしていけば、地方に支援することが可能だと私は思います。そういう学者もおられます。そういうところを信じて、国の資金を大いに活用して地域振興、将来を見据えた地域振興を図るべきだらうと思っております。</p> <p>アフターコロナは本当に100年、200年に一度の時代変革のチャンスかもしれないと思うところであります。ぜひぜひ一緒にやってきていただきたいと。本当に居酒屋さんが変わるんですね。宴会のあり方が変わるんですね。会議のあり方が変わります。オンラインが進むことによって、引きこもりだった子供たちにも同じような学力の提供ができると、いい面もございます。</p> <p>そういうところをしっかりと考えながら、筑前町としては、人口密度が低い町なんです。これは今からは売りになります。そういうことも含めながら、都会に近い「とかいなか」こそ、私は未来があると常々考えるところであります。一緒によ</p>

	ろしくお願ひしたいと思います。
議長	河内委員
河内議員	<p>最後に、今、長期の休校により、学習の遅れと格差の拡大が起こり、子供たちが新型コロナによる、かつてない不安とストレスをため込んでいます。学校の感染症対策は重大な矛盾に直面しています。政府専門家会議が身体的距離の確保として、人との感覚ができるだけ2メートル、最低1メートルあけることを呼びかけていますが、40人学級では2メートルはおろか1メートルあけることも不可能ではないでしょうか。20人程度の授業は途中で終了し、現在の教員数では40人学級に戻らざるを得ない下で、感染に対する不安の声が上がっています。子供たちが生活する教室を身体的距離の確保の例外にしていいのかが問われています。</p> <p>6月2日、日本共産党は子供たちの学び、心身のケア、安全を保障するために、学校再開に当たり緊急提言を発表しました。第1は、手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度の授業ができるようにするために教員10万人増などの教育条件の整備です。第2は、学校現場の創意工夫と自主性を保障するために、子供の実態に応じた柔軟な教育のために、学習指導要領を弾力化することです。子供たちへの手厚く柔軟な教育のためにも、新型コロナから子どもと教職員の命と健康を守るための提言です。</p> <p>以上をもちまして、私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>ここで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。</p> <p>これにて一般質問を終結します。</p>
散会	
議長	<p>これで本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。</p>
	(14:30)